

【グローバル化研究】
宗教とリベラル・デモクラシーの可能性
—イスラーム・スカーフ問題を中心に—

2009年4月17日、聖学院本部新館2階において、15名の参加者の下、本年度第1回目のグローバル化研究会が開催された。今回は、一橋大学大学院法学研究科の阪口正二郎氏をお招きして標題のテーマに基づいてお話をいただいた。概要は以下の通りである。

近代立憲主義とは、多数者によっても縛られない個人の基本的権利を法律によって保護する制度である。これは冷戦下においては、多数の東側諸国において拒否された原理であり、西側諸国の特権であるかのように考えられてきた。しかし冷戦後の現代においては、世界のほとんどの国家がこの制度を採用し、立憲主義のグローバル化とも言える現象が起きている。そのような現状を踏まえて、立憲主義は決して自明の原理ではなく、現実社会に適応する際にはさまざまな軋轢が起きる可能性があることを忘れてはいけない。特に宗教に代表される個人の強い価値観を法律によってどの程度認めるべきなのか、あるいは規制すべきなの

かを論じることは決して容易なことではない。たとえば1989年にフランスで起こった、イスラーム教徒がスカーフを被って公立学校に登校したことをめぐる議論は、フランス国内を大きく揺るがした。日本で同様なことが起こったとしても大きな問題となるとは思えないこの事件がフランスにおいて物議を引き起こした原因は、革命を通して共和主義となったフランスの歴史を通して見えてくる。それは公共空間から宗教性をできるだけ排除することによって個人の権利を擁護しようとする国家の方針である。アメリカにおいてもたとえば義務教育を受けることを拒否したアーミッシュの家族の権利を法律で擁護すべきかどうかといった議論にみられるように、宗教と公的空間の関係は絶えず見直しを迫られている。

以上が発表の概要である。質疑応答においては、フランスの立憲主義と宗教との関係をめぐる議論とアメリカにおける個人の基本的権利が憲法でどのように保障されるべきかという議論は表面的には同次元の問題であるかのように見えるが、フランスの宗教の世俗化とアメリカの「教会と国家の分離」の概念との間には歴史的にみて大きな違いがあることを認めることによって、両者が別次元の議論であることを確認することの重要性が指摘された。また「教会と国家の分離」(separation of church and state)を日本語で「政教分離」と訳すことが多いが、両者が含意する内容に明確な違いがあることを認識しておくことの重要性などが指摘された。

(文責：野口日宇満 聖学院大学大学院アメリカ・ヨーロッパ文化学研究科博士後期課程)

(2009年4月17日、聖学院本部新館2階)